

2016年5月11日

各 位

会 社 名 パ ン チ 工 業 株 式 会 社  
住 所 東 京 都 品 川 区 南 大 井 六 丁 目 2 2 番 7 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 武 田 雅 亮  
(コード番号：6165 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 管 理 本 部 長 村 田 隆 夫  
TEL. 03-5753-3130

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年6月22日開催予定の第42回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 当社は本年3月に本社機能の拡充、経営効率化の向上を図るため、本社機能を東京都港区から東京都品川区に移転しております。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- ② ガバナンス体制構築の一環として、取締役会の経営陣からの独立性を高めるため、現行定款第23条に定める取締役会の招集権者および議長を、あらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。
(中 略)	(中 略)
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役に招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u> が招集し、その議長となる。 <u>当該取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役に招集し、議長となる。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2016年6月22日  
定款変更の効力発生日 2016年6月22日

以上